

平成30年度 学用品費・給食費等を援助します

町では、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費等の就学上必要な経費の一部を支給する就学援助を行っています。

受給を希望される方は、次の要領で申請してください。

※平成29年度（平成29年4月～平成30年3月）に受給されている方で、平成30年度も引き続き就学援助が必要な方は、再度申請してください。

▽援助対象世帯

- ① 基山町立の小・中学校に在籍する児童生徒の保護者、又は小・中学校に在籍する児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当し、かつ、生活保護に準ずる程度に困窮している世帯
- ② 世帯全員の収入が少なく、生活が非常に苦しい。
- ③ 世帯全員の町民税が非課税である。
- ④ 生活保護が停止、又は廃止になった。（平成29年4月1日以降の廃止）

- ④ 児童扶養手当を受けている。
- ⑤ 国民年金の掛金が減免されている。
- ⑥ 国民健康保険料の減免、又は徴収の猶予を受けている。
- ⑦ 保護者の死別・離別・失業などの特別な事情により、生活状況が急激に悪化した。

▽申請に必要なもの

- ① 就学援助申請書（教育学習課又は町内の公立小・中学校にあります）
- ② 世帯内で収入のある方全員の源泉徴収票の写し、確定申告書の写し、所得課税証明書、年金の通知書などの収入がわかる書類（平成29年1月～12月分）

▽申請方法・申請締切

就学援助申請書及び必要書類を教育学習課（役場2階）に提出してください。申請は随時受け付けますが、認定の審査・判定は、申請後に開催する定例教育委員会で行います。4月からの援助を必要とされる方は、4月23日（月）までに申請してください。

▽認定期間

認定月から年度末までの1年以内

※申請・問合せ先

教育学習課 学校教育係
☎92-7980

▽申請・問合せ先

教育学習課 学校教育係
☎92-7980



むし歯予防にフッ化物塗布をしましょう

定期的にフッ化物を塗布することで、歯の表面を丈夫にし、むし歯になりにくい歯を作りま

す。生え始めの歯には、特に効果が高いといわれています。

お子さんの抵抗感を軽減するために、ジェル状で青りんご味のフッ化物を使用します。

▽内容 歯科診察、フッ化物塗布、歯科保健ミニ講話

▽予約受付期間 2月19日（月）～28日（水）

▽持参するもの 歯ブラシ、料金、歯の健康手帳（お持ちでない方には当日発行します。）

▽受付時間 午後1時～1時20分

▽場所 基山町保健センター

▽対象 就学前までのお子様（歯が生えている方）

▽料金 300円

※予約・問合せ先 基山町保健センター ☎92-2045

「もうすぐ入園・絵本で子育て」参加者募集！

基山町立図書館では、平成29年度から開催している親子絵本トーク会の第3弾として「もうすぐ入園・絵本で子育て」を開催します。4月から幼稚園や保育園へ入園予定の親子を対象に、新生活への不安を軽減するような絵本の紹介や先輩ママの子育て経験談が聞けるいい機会です。

▽日時 2月22日（木）午前10時30分～11時30分

▽場所 基山町立図書館

▽定員 親子5組程度（定員になり次第受付終了）

※2月6日（火）午前9時より電話にて申込み受付を開始します。

※申込み・問合せ先 基山町立図書館 ☎92-10289

お気軽にご参加ください。

パブリックコメント(意見募集)実施のお知らせ

町では、下記の2案に関して、広く町民の皆様からのご意見をいただくため、パブリックコメント(意見募集)を行います。

意見提出方法

意見の提出様式は自由ですが、意見を提出する方は、必ず氏名・住所・連絡先を記載してください。案及び提出様式は、基山町ホームページからダウンロードしていただくか、情報公開コーナー(役場1階)及び担当課に備え付けています。郵送、FAX、メール又は持参での提出をお願いします。

※電話での意見は受け付けていません。

※いただいたご意見についての個別の回答や返却はしません。

※提出いただいた意見の概要と、それに対する町の考え方を、基山町ホームページ等で一定期間公表します。公表する場合は、個人情報に十分配慮します。

※本事業と直接関連のない意見への回答は行いません。



特別史跡 基肄城跡保存整備基本計画案について

町では、国内でも特に価値の高い史跡として国の特別史跡に指定されている基肄城跡のこれからの保存整備や活用について検討し、その基本的な方針や内容等をまとめるため、基肄城跡保存整備基本計画の策定事業を進めています。(公表期間:2月1日~3月2日 ※土・日曜日、祝日を除く午前8時30分~午後5時15分)

▷意見募集期間 2月15日(木)~3月2日(金) ※郵送の場合、3月2日消印有効

▷意見を提出できる方

①町内に住所を有する個人、②町内の事業所に勤務する個人、③町内の学校に在学する個人、④町内で活動する事業者・団体

▷意見提出・問合せ先 教育学習課 ふるさと歴史係(役場2階)

☎92-2200 ☎92-0741 ✉furusato-1@town.kiyama.lg.jp

基山町子どもの未来の応援のための指針案について

町では、今後の子ども・子育てに必要な施策を検討するにあたり、子どもと子育て家庭の生活状況や貧困等の悩み、支援ニーズ等を把握するため、平成29年12月に基山町子ども生活実態調査を実施しました。

実態調査の結果をもとに、町の実情に応じた子育て環境の整備を図るため、基山町子どもの未来の応援のための指針案を策定しました。(公表期間:2月13日~3月14日 ※土・日曜日を除く午前8時30分~午後5時15分)

▷意見募集期間 2月27日(火)~3月14日(水) ※郵送の場合、3月14日消印有効

▷意見を提出できる方

案について意見をお持ちの町民の方は、どなたでも意見を提出していただくことができます。

▷意見提出・問合せ先 こども課 子育て支援係(役場1階)

☎92-7968 ☎92-7184 ✉kosodate-6@town.kiyama.lg.jp

相続事務・遺言の御相談及びサポートの受付窓口

私たち州都相続センターは、各種専門家と協力し、皆様をサポートいたします。



株式会社州都相続センター

フリーダイヤル 0120-388-822

〒841-0036 佐賀県鳥栖市秋葉町三丁目18番地6 HスクエアBLD

相続センター業務内容

- 相続の手続きに関するご相談
- 相続人調査・相続関係説明図の作成
- 預貯金や株式、不動産などの相続手続き
- 生前の遺言作成サポート
- 相続税対策のご相談、サポート
- ライフプラン・エンディングノートの作成及びサポート など

【営業時間】平日 8:30~17:30 秘密厳守

※事前にご面談日のご予約日程を調整させていただきます。

※遠方やお身体の不自由な方のため出張相談も承ります。